

※ 保存期間5年(令和8年3月31日まで)

○社会の変化が治安情勢に与える影響への適切な対処について(通達甲)
(令和2年6月24日徳企第114号)

警察は、社会の変化に適応し、新たに生じ、又は変容する治安上の課題に適切に対応していく必要があるが、この度、警察庁から、別添のとおり、社会の変化が治安情勢に与える影響への適切な対処について(令和2年6月18日警察庁乙官発第7号)が示達されたことから、県警察においては、警察庁の通達に基づき、犯罪情勢の変化に関する実態把握等を行い、情勢に応じて必要な対策を講ずることとしたので、適切な対処に努められたい。

※ 警察庁通達「社会の変化が治安情勢に与える影響への適切な対処について(令和2年6月18日警察庁乙官発第7号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。